

## 【社会科学】

## 研究論文

## 少年司法機関との連携に関する学校教育現場の意識 (1)

—児童・生徒の暴力やいじめの対応や指導の連携強化にむけて—

柴田 守<sup>\*1</sup>

## Consciousness of School Teachers Concerning the Cooperation

## with Juvenile Justice Agency (1)

SHIBATA Mamoru

## Summary

In this article, I analyzed the results of investigating the consciousness of school teachers that deal with students' problem behavior (violence / bullying). This investigation confirmed that bullying and violence between students are hard to deal with, and the tendency of school teachers to deal with problem behavior in cooperation with SC, SSW and related agency. In order for the school teachers to strengthen cooperation with related agency, it is necessary to develop laws and prepare guidelines.

**Keywords :** ( juvenile justice, problem behavior (violence / bullying), multi-agency system based on school)

## 1. はじめに

学校管理下における暴力行為（校内暴力）やいじめ自体は、ここ10年間、学校教育機関が認知している限りにおいて増えている<sup>1)</sup>にも関わらず、事件化があまりなされないという現状がある<sup>2)</sup>。少年による刑法犯の検挙人員及び犯罪少年による特別法犯の送致人員が減少している現状<sup>3)</sup>は、よい方向に向かっていると評価される反面、事件化されていない学校管理下での問題行動（暴力・いじめ）が増えているという現状に、学校教育機関や少年司法機関が対応できていないという問題性があると思われる。なぜなら、「早期発見・早期介入」（少年の非行の芽が小さいうちに早期に発見して、少年司法機関が早期に介入してその芽を摘み取ること）が少年法の精神であるからだ<sup>4)</sup>。問題行動（暴力・いじめ）を行う要保護

児童生徒が学校段階で潜在化する（学校教育現場だけで対応する）状況を解消して、学校教育機関が中心となった多機関連携システムによって要保護児童生徒を早期に発見して、少年司法機関や児童福祉機関に通告して（もしくは、捜査機関に通報して事件化して）対応を一緒に検討し、必要があれば、早期に保護（介入）するシステムを再構築する必要があるのではないだろうか。

もっとも、ここで留意しなければならないのは、通告して事件化することがすべてではないということである（すなわち、時には、学校教育機関での対応の限界を見定めて通告しなければならないということである）。大切なのは、学校教育機関で担いようことの限界を見定めて、重大な事態に至る前に関係機関が福祉的あるいは司法的に介入（保護）していくことであり、また他方で、

<sup>\*1</sup> 共通教育部門 准教授

このような現状に直面している学校教育機関に対して、少年司法機関をはじめとした関係機関が問題行動（暴力・いじめ）に対する生徒指導の方法の提案や助言などの援助をしていくことであろう。

だが、このような少年司法機関と学校教育機関の連携強化を提案するにしても、それを一方的に学校教育機関に押し付けるのであれば、それは絵に描いた餅になるであろう。多機関連携において大切なのは、対象とする学校教育現場のニーズと関係機関のもつ特長（強み）を適合させることである。すなわち、学校教育機関を基盤にした多機関連携システムのモデル化及びその社会実装には、現場のニーズに添うものでなければならない。

そこで、教員等が抱える悩みや必要とする支援の内容など、学校教育現場のニーズを分析するべく、教員等を対象に「児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関するアンケート調査」を実施した。本稿では、その結果から、学校教育現場のニーズについて具体的に分析したいと思う。

## 2. 調査手続

### 2.1 調査対象とその選定方法 [表 1]

本アンケート調査は、長崎県長崎市内及び諫早市内の学校 47 校に所属する教員等 1,546 名を対象に実施した [表 1]。その内訳は、長崎市立小学校が 17 校・426 名、諫早市立小学校が 5 校・138 名、長崎市立中学校が 9 校・260 名、諫早市立中学校が 5 校・149 名、長崎県立高等学校が 7 校・382 名、私立高等学校（長崎県内）が 4 校・191 名である（なお、高等学校については、工業高等学校 1 校、商業高等学校 2 校、女子高等学校 2 校が含まれる。）。

対象とした学校及び教員等は、一般社団法人長崎県友会が発行する『長崎県教育関係職員録（平成 29 年度版）』を見て、長崎県の規模から学校数及び教員等の人数を見定めた上で、長崎県教育長の歴任者の 1 人に相談を重ねて選定した。

### 2.2 調査方法

本アンケート調査を実施するにあたって、長崎県教育委員会、長崎市教育委員会及び諫早市教育委員会に、調査票を教育委員会に精査していただき、許可を受けた上

	対象		回答		回答率 N <sub>2</sub> /N <sub>1</sub> %
	学校	教員等 N <sub>1</sub>	学校	教員等 N <sub>2</sub>	
総数	47	1,546	45	1,158	74.9
小学校	22	564	21	450	79.8
長崎市立小学校	17	426	16	340	79.8
諫早市立小学校	5	138	5	110	79.7
中学校	14	409	13	246	60.1
長崎市立中学校	9	260	9	179	68.8
諫早市立中学校	5	149	4	67	45.0
高等学校	11	573	11	462	80.6
長崎県立高等学校	7	382	7	327	85.6
私立高等学校（長崎県内）	4	191	4	135	70.7

表 1 調査対象数と回答状況

で行った。長崎市立小学校、長崎市立中学校、長崎県立高等学校及び私立高等学校（長崎県内）については、調査者が、各学校に赴き、学校長に説明して趣旨を理解していただき、協力の承諾を得た。なお、諫早市立小学校及び中学校については、諫早市教育委員会の担当者より、校長に趣旨を説明していただき、協力の承諾を得た次第である。

調査票は、校長若しくは教頭から、定例の教職員会議等で本アンケート調査の趣旨を説明いただいた上で、対象とした教員等に配付していただいた。調査票の回収については、教頭が取りまとめ、調査者に郵送で返送いただいた。

### 2.3 調査の実施時期

本アンケート調査は、2017 年 8 月に実施した（各学校の訪問時期により日にちは異なる。）。校長若しくは教頭から配布していただいてから、だいたい 2 週間程度の期間を設けて回答いただいた。

### 2.4 調査票について [後掲・付録]

本アンケート調査票は、調査者が教育に関する各種の意識調査を参照し、予備調査を行った上で作成した（予備調査では、「児童・生徒の問題行動への対応や指導に関する意識調査」という標題にしていたが<sup>5)</sup>、本調査では、「児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関するアンケート調査」という標題に変更した<sup>6)</sup>。これは、本研究が特に、暴力・いじめに対する対応のあり方に関する検討を中心に行っているためである。

	総数	学校区分別					
		小学校	中学校	高等学校	無回答	無効	
総数	1,158	449	246	461	2	0	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	
性別	男	635	183	126	325	1	0
		54.8	40.8	51.2	70.5	50.0	0.0
	女	521	266	120	135	0	0
		45.0	59.2	48.8	29.3	0.0	0.0
無回答	2	0	0	1	1	0	
	0.2	0.0	0.0	0.2	50.0	0.0	
年齢層別	20歳代	112	53	23	36	0	0
		9.7	11.8	9.3	7.8	0.0	0.0
	30歳代	167	52	31	84	0	0
		14.4	11.6	12.6	18.2	0.0	0.0
	40歳代	335	109	70	156	0	0
		28.9	24.3	28.5	33.8	0.0	0.0
50歳以上	542	235	122	184	1	0	
	46.8	52.3	49.6	39.9	50.0	0.0	
無回答	2	0	0	1	1	0	
	0.2	0.0	0.0	0.2	50.0	0.0	
勤務年数別	10年以内	220	86	43	91	0	0
		19.0	19.2	17.5	19.7	0.0	0.0
	11～20年	194	60	34	100	0	0
		16.8	13.4	13.8	21.7	0.0	0.0
	21～30年	410	150	99	160	1	0
		35.4	33.4	40.2	34.7	50.0	0.0
	31年以上	332	153	69	110	0	0
		28.7	34.1	28.0	23.9	0.0	0.0
無回答	2	0	1	0	1	0	
	0.2	0.0	0.4	0.0	50.0	0.0	

  

	総数	学校区分別					
		小学校	中学校	高等学校	無回答	無効	
学校区分別	小学校	449	449	0	0	0	0
		38.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	中学校	246	0	246	0	0	0
		21.2	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	高等学校	461	0	0	461	0	0
		39.8	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
無回答	2	0	0	0	2	0	
	0.2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
職名別	校長	33	18	8	7	0	0
		2.8	4.0	3.3	1.5	0.0	0.0
	副校長	6	2	3	1	0	0
		0.5	0.4	1.2	0.2	0.0	0.0
	教頭	52	22	13	16	1	0
		4.5	4.9	5.3	3.5	50.0	0.0
	主幹・指導教諭	13	4	4	5	0	0
		1.1	0.9	1.6	1.1	0.0	0.0
	教諭	910	345	185	380	0	0
		78.6	76.8	75.2	82.4	0.0	0.0
	養護教諭・栄養教諭	43	22	10	11	0	0
		3.7	4.9	4.1	2.4	0.0	0.0
	講師	89	34	21	34	0	0
	7.7	7.6	8.5	7.4	0.0	0.0	
その他	9	2	1	6	0	0	
	0.8	0.4	0.4	1.3	0.0	0.0	
無回答	3	0	1	1	1	0	
	0.3	0.0	0.4	0.2	50.0	0.0	

(注1) 各欄は、上段が実数 (N) で、下段が学校区分別の総数に占める割合 (%) である。

表2 学校区分別に見たアンケート回答者の属性 [SA]

本アンケート調査の質問項目は、属性 (5 問)、問題行動の性質 (3 問)、問題行動等への対応や指導 (3 問)、連携する関係機関に関するもの (2 問)、関係機関への相談経験 (5 問)、関係機関と連携する上での期待と課題 (15 問)、問題行動への対応や指導に関する思いや悩み (1 問) により構成した。回答は、選択肢によるものと、自由記述によるものを設定した。

## 2.5 回答状況 [表1]

回答は、45 校・1,158 名から得た [回答率: 74.9%] [表1]。その内訳は、長崎市立小学校が 16 校・340 名 [回答率: 79.8%]、諫早市立小学校が 5 校・110 名 [回答率: 79.7%]、長崎市立中学校が 9 校・179 名 [回答率: 68.8%]、諫早市立中学校が 4 校・67 名 [回答率: 45.0%]、長崎県立高等学校が 7 校・327 名 [回答率: 85.6%]、長崎県内私立の高等学校が 4 校・135 名 [回答率: 70.7%] であった。

中学校については、全体の回答率よりも低かった。この理由は、残念ながらもともと想定していた 1 校が諸般の事情により調査が実施できなかったこと、調査を実施

した 14 校のうち 1 校から回答を得られなかったこと、回答のあった学校のうち 1 校の回答者数が 1 名であったことなどが影響している。ただ、246 名の方から回答を得られており、回答率も 60.1% であることから、分析には十分な回答を得られたと考えている。

## 3. 調査結果①—選択質問の分析結果

### 3.1 属性 [表2]

回答者の属性は、次のとおりである。

学校教育機関の所属 (N=1,158) は、小学校が 38.8%、中学校が 21.2%、高等学校が 39.8% である [無回答: 0.2%]。

性別 (N=1,158) の構成は、男性が 54.8%、女性が 45.0% であった [無回答: 0.2%]。男女比を学校区分別に見ると、小学校はほぼ 2 対 3、中学校はほぼ 1 対 1 で男女差があまりなかったのに対して、高等学校は 7 対 3 でやや大きかった。

年齢 (N=1,158) の構成は、20 歳代が 9.7%、30 歳代が 14.4%、40 歳代が 28.9%、50 歳以上が 46.8% であった [無回答: 0.2%]。年齢構成比を学校区分別に見ると、

Q 6. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）の質に関する項目①～⑥について、これまで勤務してきたなかで最近の状況をどのように感じていますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はそれぞれ1つずつ）

	総数		学校区分別						
			小学校		中学校		高等学校		無回答
① 教師個人として対応や指導することが難しい「生徒間暴力」が増えている	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	79	319	42	165	13	65	24	89	0
	6.8	27.5	9.4	36.7	5.3	26.4	5.2	19.3	0.0
どちらかというと思う	240		123		52		65		0
	20.7		27.4		21.1		14.1		0.0
どちらかというと思わない	420	832	164	284	105	179	150	368	1
	36.3	71.8	36.5	63.3	42.7	72.8	32.5	79.8	50.0
そう思わない	412		120		74		218		0
	35.6		26.7		30.1		47.3		0.0
無回答		6		0		2		3	1
		0.5		0.0		0.8		0.7	50.0
無効		1		0		0		1	0
		0.1		0.0		0.0		0.2	0.0
② 教師個人として対応や指導することが難しい「対教師暴力」が増えている	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	44	190	26	108	9	43	9	39	0
	3.8	16.4	5.8	24.1	3.7	17.5	2.0	8.5	0.0
どちらかというと思う	146		82		34		30		0
	12.6		18.3		13.8		6.5		0.0
どちらかというと思わない	410	962	178	341	91	202	141	418	0
	35.4	83.1	39.6	75.9	37.0	82.1	30.6	90.7	0.0
そう思わない	552		163		111		277		1
	47.7		36.3		45.1		60.1		50.0
無回答		6		0		1		4	1
		0.5		0.0		0.4		0.9	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0
③ 教師個人として対応や指導することが難しい「いじめ」が増えている	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	199	668	77	275	45	156	77	237	0
	17.2	57.7	17.1	61.2	18.3	63.4	16.7	51.4	0.0
どちらかというと思う	469		198		111		160		0
	40.5		44.1		45.1		34.7		0.0
どちらかというと思わない	329	485	128	174	67	89	133	221	1
	28.4	41.9	28.5	38.8	27.2	36.2	28.9	47.9	50.0
そう思わない	156		46		22		88		0
	13.5		10.2		8.9		19.1		0.0
無回答		4		0		0		3	1
		0.3		0.0		0.0		0.7	50.0
無効		1		0		1		0	0
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0
④ 学校組織として対応や指導することが難しい「生徒間暴力」が増えている	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	52	246	23	114	13	54	16	78	0
	4.5	21.2	5.1	25.4	5.3	22.0	3.5	16.9	0.0
どちらかというと思う	194		91		41		62		0
	16.8		20.3		16.7		13.4		0.0
どちらかというと思わない	504	907	209	334	116	191	178	381	1
	43.5	78.3	46.5	74.4	47.2	77.6	38.6	82.6	50.0
そう思わない	403		125		75		203		0
	34.8		27.8		30.5		44.0		0.0
無回答		4		0		1		2	1
		0.3		0.0		0.4		0.4	50.0
無効		1		1		0		0	0
		0.1		0.2		0.0		0.0	0.0

表 3-1 問題行動（暴力・いじめ）の性質（1） [SA]

小学校、中学校ともに 50 歳以上がほぼ半数を占めている。

高等勤務年数（N=1,158）は、10 年以内が 19.2%、11～20 年が 16.2%、21～30 年が 35.6%、31 年以上が 28.8%であった [無回答：0.2%]。学校区分別に見ると、

小学校は 21～30 年と 31 年以上の構成比がほぼ同じで 3 分の 1 ずつを占め、中学校と高等学校は 21～30 年が最も多く、中学校では約 4 割を占め、高等学校では 3 分の 1 を占めている。

職名（N=1,158）については、校長が 3.0%、副校長が

	総数	学校区分別							
		小学校	中学校	高等学校	無回答				
⑤ 学校組織として対応や指導することが難しい「対教師暴力」が増えている	1,158 100.0	449 100.0	246 100.0	461 100.0	2 100.0				
そう思う	29 2.5	153 33.3	82 33.3	35 7.6	8 3.6	0 0.0			
どちらかというと思う	124 10.7	67 14.9	29 11.8	28 6.1	0 0.0	0 0.0			
どちらかというと思わない	442 38.2	999 86.3	183 40.8	366 81.5	108 23.2	209 44.7	0 0.0		
そう思わない	557 48.1	183 40.8	101 41.1	272 59.0	1 0.2	50.0	1 50.0		
無回答	6 0.5	1 0.2	2 0.8	2 0.4	2 0.4	1 50.0	1 50.0		
無効	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0		
⑥ 学校組織として対応や指導することが難しい「いじめ」が増えている	1,158 100.0	449 100.0	246 100.0	461 100.0	2 100.0				
そう思う	144 12.4	561 48.4	53 11.8	225 50.1	33 7.2	130 28.2	58 12.6	206 44.7	0 0.0
どちらかというと思う	417 36.0	172 38.3	97 21.8	39.4	148 32.1	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
どちらかというと思わない	378 32.6	592 51.1	155 34.5	224 49.9	77 17.1	114 25.1	145 31.5	253 54.9	1 50.0
そう思わない	214 18.5	69 15.4	37 8.3	15.0	108 23.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
無回答	5 0.4	0 0.0	2 0.8	2 0.4	2 0.4	1 50.0	1 50.0	1 50.0	
無効	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	

(注1) 各欄は、上段が実数 (N) で、下段が学校区分別の総数に占める割合 (%) である。  
 (注2) 回答項目 (4件法) の右側は、「そう思う」・「どちらかというと思う」、並びに「そう思わない」・「どちらかというと思わない」の合計数 (N) 及び項目の総数に占める割合 (%) である。

表 3-2 問題行動 (暴力・いじめ) の性質 (2) [SA]

0.6%、教頭が 4.5%、主幹・指導教諭が 1.2%、教諭が 78.1%、養護教諭・栄養教諭が 3.8%、講師が 7.7%、その他が 0.9%であった [無回答 : 0.3%]。学校管理職の教員 (校長、副校長、教頭) については、小学校、中学校ともに約 1 割を占め、高等学校も約 5%を占めている。

生徒間暴力に関しては、教師個人として、対応困難な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」高等学校で 19.3%であった。学校組織として、対応困難

### 3.2 問題行動 (暴力・いじめ) の性質

#### 3.2.1 対応困難な事例の増加 [表 3-1・3-2]

問題行動 (暴力・いじめ) については、特にいじめに関し、全般的に対応困難なケースが増加していることが確認された。これは、個人的対応はもとより、組織的対応においても、その傾向が高まっている。教師個人として、いじめに関して、対応困難な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した率は、小学校で 61.2%、中学校で 63.4%、高等学校で 51.4%であった。また、学校組織として、いじめに関して、対応困難な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した率は、小学校で 50.1%、中学校で 52.8%、高等学校で 44.7%であった。

Q7. 【Q6で1つでも「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した方へ】  
 あなたは、なぜ対応や指導が難しい問題行動 (暴力・いじめ) が増えていると思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	718 100.0	303 100.0	162 100.0	253 100.0	0 0.0
児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなっているから	248 34.5	125 41.3	48 29.6	75 29.6	0 0.0
特別な支援を必要とする児童・生徒が増えているから	421 58.6	199 65.7	112 69.1	110 43.5	0 0.0
問題行動 (暴力・いじめ) の原因が主として家庭にあると思うから	208 29.0	99 32.7	61 37.7	48 19.0	0 0.0
問題行動 (暴力・いじめ) が複雑化しているから	511 71.2	218 71.9	110 67.9	183 72.3	0 0.0
問題行動 (暴力・いじめ) が高度化しているから	151 21.0	54 17.8	26 16.0	71 28.1	0 0.0
その他	106 14.8	26 8.6	28 17.3	52 20.6	0 0.0
無回答	12 1.7	3 1.0	6 3.7	3 1.2	0 0.0

(注1) 各欄は、上段が実数 (N) で、下段が学校区分別の総数に占める割合 (%) である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 4 問題行動 (暴力・いじめ) の性質変化の理由 [MA]

な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した率は、小学校で 25.4%、中学校で 22.0%、高等学校で 16.9%であった。

また、対教師暴力に関しては、教師個人として、対応困難な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した率は、小学校で 24.1%、中学校で 17.5%、高等学校で 8.5%であった。学校組織として、対応困難な事例の増加に「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した率は、小学校で 18.3%、中学校で 14.2%、高等学校で 7.8%であった。

生徒間暴力・対教師暴力の対応困難性は、いじめよりも相対的に低いですが、ただ、小学校において比較的高かったことには特に留意する必要がある。

### 3.2.2 対応困難な事例が増加した理由 [表 4]

対応困難な事例の増加に 1 つでも「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方 (N=718) に、その理由を質問したところ (MA)、「問題行動 (暴力・いじめ) が複雑化しているから」 [71.2%]、「特別な支援を必要とする児童・生徒が増えているから」 [58.6%]、「児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなっているから」 [34.4%] などの要因があがった [表 4]。「複雑化」の要因として具体的に挙げられていたのは、携帯やスマートフォンによる SNS でのトラブルなどであり、学校教育機関による把握や対応の限界が指摘されている。

## 3.3 問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導

### 3.3.1 問題行動 (暴力・いじめ) への対応や指導の困難性 [表 5-1]

「教師個人として、問題行動 (暴力・いじめ) にどこまで対応や指導すべきかを迷う」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 51.0%、中学校で 44.7%、高等学校で 39.5%であった。また、「学校組織として、問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導に限界を感じる」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 59.0%、中学校で 53.3%、高等学校で 47.5%であった。

問題行動 (暴力・いじめ) への対応や指導の困難性の要因については、「日常業務が増えている、教師個人が

問題行動 (暴力・いじめ) に対応・指導することが大変である」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 80.2%、中学校で 78.5%、高等学校で 64.6%であり、日常業務の負担増加が対応や指導の困難性を増幅させていることが明らかになった。

また、「問題行動 (暴力・いじめ) をとる児童・生徒の保護者に対応したり、連携をとることが難しい」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 73.1%、中学校で 73.6%、高等学校で 51.6%であり、保護者の対応や連携の困難性も顕著に高い。

### 3.3.2 問題行動 (暴力・いじめ) への対応や指導の上での連携の意識 [表 5-2・5-3]

昨今、チームとしての学校や関係機関との連携が文部科学省等において言われているところ、対応や指導の上での連携の意識について質問した。

「問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導する場合には、スクールカウンセラー (SC) とできる限り連携をとる方がよい」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 92.4%、中学校で 87.8%、高等学校で 86.1%であった。また、「問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導する場合には、スクールソーシャルワーカー (SSW) とできる限り連携をとる方がよい」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 88.6%、中学校で 76.8%、高等学校で 80.5%であった。

「問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導は、できる限り教師個人が行った方がよい」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 3.1%、中学校で 3.3%、高等学校で 5.4%であった。他方で、「問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導は、できる限り学校組織として行った方がよい」ということに「そう思う」・「どちらかという思う」と回答した方は、小学校で 71.5%、中学校で 71.5%、高等学校で 81.3%であった。SC や SSW を含めたチームとしての対応に関する意識が根つきつつあると解される。

また、関係機関との連携については、「問題行動 (暴力・いじめ) の対応や指導は、できる限り関係機関と連携して行った方がよい」ということに「そう思う」・

Q 8. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関する項目①～④について、どのように思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。  
 (○はそれぞれ1つずつ)

	総数		学校区別						
			小学校		中学校		高等学校		無回答
① 教師個人として、問題行動（暴力・いじめ）にどこまで対応や指導するべきかを迷う	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	100	521	44	229	23	110	33	182	0
	8.6	45.0	9.8	51.0	9.3	44.7	7.2	39.5	0.0
どちらかというと思う	421		185		87		149		0
	36.4		41.2		35.4		32.3		0.0
どちらかというと思わない	413	636	138	220	91	136	183	279	1
	35.7	54.9	30.7	49.0	37.0	55.3	39.7	60.5	50.0
そう思わない	223		82		45		96		0
	19.3		18.3		18.3		20.8		0.0
無回答		1		0		0		0	1
		0.1		0.0		0.0		0.0	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0
② 学校組織として、問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導に限界を感じる	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	145	615	55	265	39	131	51	219	0
	12.5	53.1	12.2	59.0	15.9	53.3	11.1	47.5	0.0
どちらかというと思う	470		210		92		168		0
	40.6		46.8		37.4		36.4		0.0
どちらかというと思わない	384	542	131	184	89	115	163	242	1
	33.2	46.8	29.2	41.0	36.2	46.7	35.4	52.5	50.0
そう思わない	158		53		26		79		0
	13.6		11.8		10.6		17.1		0.0
無回答		1		0		0		0	1
		0.1		0.0		0.0		0.0	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0
③ 問題行動（暴力・いじめ）をとる児童・生徒の保護者に対応したり、連携をとることが難しい	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	206	748	104	328	47	181	55	238	0
	17.8	64.6	23.2	73.1	19.1	73.6	11.9	51.6	0.0
どちらかというと思う	542		224		134		183		1
	46.8		49.9		54.5		39.7		50.0
どちらかというと思わない	308	408	95	120	54	65	159	223	0
	26.6	35.2	21.2	26.7	22.0	26.4	34.5	48.4	0.0
そう思わない	100		25		11		64		0
	8.6		5.6		4.5		13.9		0.0
無回答		2		1		0		0	1
		0.2		0.2		0.0		0.0	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0
④ 日常業務が増えていて、教師個人が問題行動（暴力・いじめ）に対応・指導することが大変である	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	322	852	148	360	84	193	90	298	0
	27.8	73.6	33.0	80.2	34.1	78.5	19.5	64.6	0.0
どちらかというと思う	530		212		109		208		1
	45.8		47.2		44.3		45.1		50.0
どちらかというと思わない	224	303	68	88	42	53	114	162	0
	19.3	26.2	15.1	19.6	17.1	21.5	24.7	35.1	0.0
そう思わない	79		20		11		48		0
	6.8		4.5		4.5		10.4		0.0
無回答		3		1		0		1	1
		0.3		0.2		0.0		0.2	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0

表 5-1 問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導 (1) [SA]

「どちらかと思う」と回答した方は、小学校で 93.3%、中学校で 87.0%、高等学校で 85.7%であった。関係機関と連携に関する意識も高く、もちろんケースによるが、関係機関との連携も視野入れた対応を模索する傾向が伺えた。

### 3.3.3 連携の理由 [表 6]

「問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り学校組織として行った方がよい」ということに「そう思う」・「どちらかと思う」と回答した方 (N=864) に対して、その理由を質問したところ

	総数		学校区分別														
			小学校		中学校		高等学校		無回答								
⑤ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導する場合には、スクールカウンセラー（SC）とできる限り連携をとる方がよい	1,158	100.0	449	100.0	246	100.0	461	100.0	2								
そう思う	510	44.0	1,029	88.9	220	49.0	415	92.4	95	38.6	216	87.8	194	42.1	397	86.1	1
どちらかというと思う	519	44.8			195	43.4			121	49.2			203	44.0		0	
どちらかというと思わない	102	8.8	126	10.9	26	5.8	32	7.1	28	11.4	30	12.2	48	10.4	64	13.9	
そう思わない	24	2.1			6	1.3			2	0.8			16	3.5		0	
無回答	2	0.2			1	0.2			0	0.0			0	0.0		1	
無効	1	0.1			1	0.2			0	0.0			0	0.0		0	
⑥ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導する場合には、スクールソーシャルワーカー（SSW）とできる限り連携をとる方がよい	1,158	100.0	449	100.0	246	100.0	461	100.0	2								
そう思う	370	32.0	959	82.8	158	35.2	398	88.6	65	26.4	189	76.8	147	31.9	371	80.5	
どちらかというと思う	589	50.9			240	53.5			124	50.4			224	48.6		1	
どちらかというと思わない	158	13.6	187	16.1	42	9.4	47	10.5	50	20.3	56	22.8	66	14.3	84	18.2	
そう思わない	29	2.5			5	1.1			6	2.4			18	3.9		0	
無回答	11	0.9			3	0.7			1	0.4			6	1.3		1	
無効	1	0.1			1	0.2			0	0.0			0	0.0		0	
⑦ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り教師個人が行った方がよい	1,158	100.0	449	100.0	246	100.0	461	100.0	2								
そう思う	14	1.2	47	4.1	5	1.1	14	3.1	2	0.8	8	3.3	7	1.5	25	5.4	
どちらかというと思う	33	2.8			9	2.0			6	2.4			18	3.9		0	
どちらかというと思わない	235	20.3	1,102	95.2	81	18.0	432	96.2	52	21.1	235	95.5	102	22.1	434	94.1	
そう思わない	867	74.9			351	78.2			183	74.4			332	72.0		1	
無回答	6	0.5			2	0.4			1	0.4			2	0.4		1	
無効	3	0.3			1	0.2			2	0.8			0	0.0		0	
⑧ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り学校組織として行った方がよい	1,158	100.0	449	100.0	246	100.0	461	100.0	2								
そう思う	612	52.8	873	75.4	248	55.2	321	71.5	124	50.4	176	71.5	239	51.8	375	81.3	
どちらかというと思う	261	22.5			73	16.3			52	21.1			136	29.5		0	
どちらかというと思わない	174	15.0	275	23.7	74	16.5	125	27.8	48	19.5	67	27.2	52	11.3	83	18.0	
そう思わない	101	8.7			51	11.4			19	7.7			31	6.7		0	
無回答	9	0.8			2	0.4			3	1.2			3	0.7		1	
無効	1	0.1			1	0.2			0	0.0			0	0.0		0	

表 5-2 問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導（2） [SA]

（MA）、最も多かったのは、「学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから」（72.7%）であり、次いで多かったのが、「生徒指導によって解決することができる問題であるから」（19.9%）であった。「その他」（27.5%）も比較的多かったが、そこで挙げられていたのは、複数の目で見ることにより、幅広い気

づきや知恵、対応方法を得られるというメリットであり、また、教師個人での指導力の限界や、教師個人で対応することは心が病んでしまったり、意図を曲解するおそれがあることなどであった。

「問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り関係機関と連携して行った方がよい」ということに

	総数	学校区分別							
		小学校	中学校	高等学校	無回答				
⑨ 問題行動(暴力・いじめ)の対応や指導は、できる限り関係機関と連携して行った方がよい	1,158	449	246	461	2				
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0				
そう思う	563	1,029	251	419	116	214	195	395	1
	48.6	88.9	55.9	93.3	47.2	87.0	42.3	85.7	50.0
どちらかというそう思う	466		168		98		200		0
	40.2		37.4		39.8		43.4		0.0
どちらかというそう思わない	96	117	20	26	26	30	50	61	0
	8.3	10.1	4.5	5.8	10.6	12.2	10.8	13.2	0.0
そう思わない	21		6		4		11		0
	1.8		1.3		1.6		2.4		0.0
無回答	11		3		2		5		1
	0.9		0.7		0.8		1.1		50.0
無効	1		1		0		0		0
	0.1		0.2		0.0		0.0		0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 回答項目(4件法)の右側は、「そう思う」・「どちらかというそう思う」、並びに「そう思わない」・「どちらかというそう思わない」の合計数(N)及び項目の総数に占める割合(%)である。

表 5-3 問題行動(暴力・いじめ)への対応や指導(3) [SA]

Q9. 【Q8の⑨で「そう思う」・「どちらかというそう思う」と回答した方へ】

あなたは、なぜ「問題行動(暴力・いじめ)の対応や指導は、できる限り学校組織として行った方がよい」と思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	873	321	176	375	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから	628	241	132	255	0
	71.9	75.1	75.0	68.0	0.0
生徒指導によって解決することができる問題であるから	172	52	51	68	1
	19.7	16.2	29.0	18.1	100.0
児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから	120	53	26	40	1
	13.7	16.5	14.8	10.7	100.0
学校の評判に関わる問題であって、あまり外部に漏らさない方がよいから	4	1	0	3	0
	0.5	0.3	0.0	0.8	0.0
児童・生徒の個人情報の保護が要請されており、守秘義務があるから	77	21	19	37	0
	8.8	6.5	10.8	9.9	0.0
関係機関との連携によって、児童・生徒が学校から離れてしまうことになるから	7	1	0	6	0
	0.8	0.3	0.0	1.6	0.0
関係機関と連携しても、教師一人ひとりにかかる負担は軽減しないから	42	11	13	18	0
	4.8	3.4	7.4	4.8	0.0
関係機関をあまり信用していないから	16	6	5	5	0
	1.8	1.9	2.8	1.3	0.0
どのような関係機関と連携をとってよいか分からないから	22	7	2	13	0
	2.5	2.2	1.1	3.5	0.0
その他	238	89	42	107	0
	27.3	27.7	23.9	28.5	0.0
無回答	9	5	2	2	0
	1.0	1.6	1.1	0.5	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 6-1 連携する理由(1) [MA]

「そう思う」・「どちらかというそう思う」と回答した方(N=1,019)に対して、その理由を質問したところ(MA)、「関係機関からの助言や援助が問題の解決に有効であるから」(79.8%)、「学校教育だけでは解決することができないことも多いから」(71.9%)を挙げるものが顕著に高かった。これは、後に見るように生徒指導に対する助言や援助、関係機関による保護(介入)のほかに、保護者への対応などにも期待したものである。

Q10. 【Q8の⑨で「そう思う」・「どちらかというそう思う」と回答した方へ】

あなたは、なぜ「問題行動(暴力・いじめ)の対応や指導は、できる限り関係機関と連携して行った方がよい」と思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,029	419	214	395	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
関係機関からの助言や援助が問題の解決に有効であるから	813	347	179	286	1
	79.0	82.8	83.6	72.4	0.0
関係機関との連携により、教師一人ひとりの負担が軽減するから	356	151	69	136	0
	34.6	36.0	32.2	34.4	0.0
学校教育だけでは解決することができないことも多いから	733	304	168	260	1
	71.2	72.6	78.5	65.8	100.0
問題行動(暴力・いじめ)に対して、学校が毅然とした対応をとるべきであるから	195	80	52	62	1
	19.0	19.1	24.3	15.7	100.0
学校の評判に関わる問題であり、関係機関に委ねたほうがよいから	9	3	3	3	0
	0.9	0.7	1.4	0.8	0.0
関係機関であれば、児童・生徒の個人情報も保護されるから	110	51	30	29	0
	10.7	12.2	14.0	7.3	0.0
その他	61	16	15	30	0
	5.9	3.8	7.0	7.6	0.0
無回答	14	9	0	5	0
	1.4	2.1	0.0	1.3	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 6-2 連携する理由(2) [MA]

### 3.4 連携が望まれる関係機関 [表 7-1・7-2・7-3]

学校教育の現場では、どのような関係機関との連携が望ましいと考えられているのであろうか。以下に挙げた関係機関との連携が「好ましい」・「どちらかという好ましい」と回答した方は、次のとおりである。

○教育センター

[小学校：90.0%、中学校：80.9%、高等学校：80.5%]

○少年センター

[小学校：93.3%、中学校：87.4%、高等学校：81.3%]

○児童相談所

[小学校：95.1%、中学校：91.5%、高等学校：86.3%]

Q11. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関し、項目①～④に挙げた関係機関と連携することについて、どのように思いますか。  
 (○はそれぞれ1つずつ)

	総数		学校区分別							
			小学校		中学校		高等学校		無回答	
① 教育センター（長崎県教育センター・長崎市教育研究所）	1,158		449		246		461		2	
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
そう思う	440	975	221	404	92	199	126	371	1	
	38.0	84.2	49.2	90.0	37.4	80.9	27.3	80.5	50.0	
どちらかというと思う	535		183		107		245		0	
	46.2		40.8		43.5		53.1		0.0	
どちらかというと思わない	101	131	24	30	28	36	49	65	0	
	8.7	11.3	5.3	6.7	11.4	14.6	10.6	14.1	0.0	
そう思わない	30		6		8		16		0	
	2.6		1.3		3.3		3.5		0.0	
無回答		52		15		11		25	1	
		4.5		3.3		4.5		5.4	50.0	
無効		0		0		0		0	0	
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0	
② 少年センター（長崎市こどもみらい課・諫早市生涯学習課）	1,158		449		246		461		2	
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
そう思う	435	1,010	221	419	91	215	122	375	1	
	37.6	87.2	49.2	93.3	37.0	87.4	26.5	81.3	50.0	
どちらかというと思う	575		198		124		253		0	
	49.7		44.1		50.4		54.9		0.0	
どちらかというと思わない	74	91	14	16	18	21	42	54	0	
	6.4	7.9	3.1	3.6	7.3	8.5	9.1	11.7	0.0	
そう思わない	17		2		3		12		0	
	1.5		0.4		1.2		2.6		0.0	
無回答		56		14		9		32	1	
		4.8		3.1		3.7		6.9	50.0	
無効		1		0		1		0	0	
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0	
③ 児童相談所	1,158		449		246		461		2	
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
そう思う	548	1,051	262	427	115	225	170	398	1	
	47.3	90.8	58.4	95.1	46.7	91.5	36.9	86.3	50.0	
どちらかというと思う	503		165		110		228		0	
	43.4		36.7		44.7		49.5		0.0	
どちらかというと思わない	51	67	9	11	8	13	34	43	0	
	4.4	5.8	2.0	2.4	3.3	5.3	7.4	9.3	0.0	
そう思わない	16		2		5		9		0	
	1.4		0.4		2.0		2.0		0.0	
無回答		39		11		7		20	1	
		3.4		2.4		2.8		4.3	50.0	
無効		1		0		1		0	0	
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0	
④ 福祉事務所（長崎市子育て支援課・諫早市子ども支援課）	1,158		449		246		461		2	
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
そう思う	416	991	206	417	96	215	113	358	1	
	35.9	85.6	45.9	92.9	39.0	87.4	24.5	77.7	50.0	
どちらかというと思う	575		211		119		245		0	
	49.7		47.0		48.4		53.1		0.0	
どちらかというと思わない	93	115	16	18	16	22	61	75	0	
	8.0	9.9	3.6	4.0	6.5	8.9	13.2	16.3	0.0	
そう思わない	22		2		6		14		0	
	1.9		0.4		2.4		3.0		0.0	
無回答		51		14		8		28	1	
		4.4		3.1		3.3		6.1	50.0	
無効		1		0		1		0	0	
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0	

表 7-1 連携が望まれる関係機関 (1) [SA]

○福祉事務所

[小学校：92.9%、中学校：87.4%、高等学校：77.7%]

○医療機関

[小学校：91.1%、中学校：88.2%、高等学校：79.0%]

○保健所

[小学校：70.4%、中学校：63.8%、高等学校：61.6%]

○スクールサポーター

[小学校：88.6%、中学校：89.8%、高等学校：84.6%]

	総数		学校区分別						
			小学校		中学校		高等学校	無回答	
⑤ 保健所	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	207	758	100	316	44	157	63	284	0
	17.9	65.5	22.3	70.4	17.9	63.8	13.7	61.6	0.0
どちらかというと思う	551	216			113		221		1
	47.6		48.1		45.9		47.9		50.0
どちらかというと思わない	256	324	85	105	58	73	113	146	0
	22.1	28.0	18.9	23.4	23.6	29.7	24.5	31.7	0.0
そう思わない	68	20			15		33		0
	5.9		4.5		6.1		7.2		0.0
無回答		76		28		16		31	1
		6.6		6.2		6.5		6.7	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0
⑥ 医療機関	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	432	991	221	409	89	217	121	364	1
	37.3	85.6	49.2	91.1	36.2	88.2	26.2	79.0	50.0
どちらかというと思う	559		188		128		243		0
	48.3		41.9		52.0		52.7		0.0
どちらかというと思わない	92	120	24	28	15	20	53	72	0
	7.9	10.4	5.3	6.2	6.1	8.1	11.5	15.6	0.0
そう思わない	28		4		5		19		0
	2.4		0.9		2.0		4.1		0.0
無回答		46		12		8		25	1
		4.0		2.7		3.3		5.4	50.0
無効		1		0		1		0	0
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0
⑦ スクールサポーター	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	445	1,010	209	398	93	221	143	390	0
	38.4	87.2	46.5	88.6	37.8	89.8	31.0	84.6	0.0
どちらかというと思う	565		189		128		247		1
	48.8		42.1		52.0		53.6		50.0
どちらかというと思わない	78	92	33	38	12	13	33	41	0
	6.7	7.9	7.3	8.5	4.9	5.3	7.2	8.9	0.0
そう思わない	14		5		1		8		0
	1.2		1.1		0.4		1.7		0.0
無回答		55		13		11		30	1
		4.7		2.9		4.5		6.5	50.0
無効		1		0		1		0	0
		0.1		0.0		0.4		0.0	0.0
⑧ 少年サポートセンター (県警察)	635		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	229	539	161	382	96	212	140	378	0
	36.1	84.9	35.9	85.1	39.0	86.2	30.4	82.0	0.0
どちらかというと思う	310		221		116		238		1
	48.8		49.2		47.2		51.6		50.0
どちらかというと思わない	62	71	46	53	21	21	48	54	0
	9.8	11.2	10.2	11.8	8.5	8.5	10.4	11.7	0.0
そう思わない	9		7		0		6		0
	1.4		1.6		0.0		1.3		0.0
無回答		25		14		13		29	1
		3.9		3.1		5.3		6.3	50.0
無効		0		0		0		0	0
		0.0		0.0		0.0		0.0	0.0

表 7-2 連携が望まれる関係機関 (2) [SA]

○少年サポートセンター

[小学校：85.1%、中学校：86.2%、高等学校：82.0%]

○警察署

[小学校：69.3%、中学校：79.3%、高等学校：69.0%]

○少年鑑別所 (法務少年支援センター)

[小学校：61.0%、中学校：65.0%、高等学校：50.1%]

連携が望まれる関係機関については、以上のように一般的に高かったが、「警察署」、「少年鑑別所 (法務少年支援センター)」については相対的に少し低くなる傾向が見られた。その理由 (自由記述) については、少年司法機関に対する敷居の高さが伺えた。

ところで、少年鑑別所の非行及び犯罪の防止に関する

	総数		学校区分別						
			小学校	中学校	高等学校	無回答			
⑨ 警察署	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	295	825	119	311	78	195	97	318	1
	25.5	71.2	26.5	69.3	31.7	79.3	21.0	69.0	50.0
どちらかというと思う	530		192		117		221		0
	45.8		42.8		47.6		47.9		0.0
どちらかというと思わない	233	267	106	120	35	37	92	110	0
	20.1	23.1	23.6	26.7	14.2	15.0	20.0	23.9	0.0
そう思わない	34		14		2		18		0
	2.9		3.1		0.8		3.9		0.0
無回答		65		17		14		33	1
		5.6		3.8		5.7		7.2	50.0
無効		1		1		0		0	0
		0.1		0.2		0.0		0.0	0.0
⑩ 少年鑑別所（法務少年支援センター）	1,158		449		246		461		2
	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
そう思う	200	666	82	274	56	160	62	231	0
	17.3	57.5	18.3	61.0	22.8	65.0	13.4	50.1	0.0
どちらかというと思う	466		192		104		169		1
	40.2		42.8		42.3		36.7		50.0
どちらかというと思わない	336	414	117	147	57	70	162	197	0
	29.0	35.8	26.1	32.7	23.2	28.5	35.1	42.7	0.0
そう思わない	78		30		13		35		0
	6.7		6.7		5.3		7.6		0.0
無回答		77		27		16		33	1
		6.6		6.0		6.5		7.2	50.0
無効		1		1		0		0	0
		0.1		0.2		0.0		0.0	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
(注2) 回答項目(4件法)の右側は、「そう思う」・「どちらかというと思う」、並びに「そう思わない」・「どちらかというと思わない」の合計数(N)及び項目の総数に占める割合(%)である。

表 7-3 連携が望まれる関係機関 (3) [SA]

地域援助（地域援助業務）は、少年鑑別所法の制定により少年鑑別所の本来業務の1つになったものである（少年鑑別所法3条3号、131条）。これは、地域社会における非行や犯罪の防止が喫緊の課題となっていることにかんがみ、少年鑑別所が非行少年の鑑別を通して蓄積した専門的技能及び知識を広く活用して、地域社会の非行及び犯罪の防止に寄与していくことを目的としたものである<sup>2) 7) 8)</sup>。少年鑑別所法が施行された2015年（平成27年）6月1日から本来業務として実際に開始している（地域援助業務においては、「法務少年支援センター」という名称を用いている）。

学校教育の現場において、少年鑑別所（法務少年支援センター）の地域援助業務が知られているかを質問したところ、「知っている」と回答したのは、17.2%であった。その認知度を職務別にみた場合、「校長」（41.9%）、「教頭」（40.4%）など管理職の認知度が高いが、「教諭」（16.8%）には低かった。これは、現在のところ、主に校長会などで周知が図られていることに起因するものと思われる。その周知が徐々に図られてい

るところであるが、教員全体には十分に知られていないことが明らかになった。ただ、よい傾向も見られる。今後、少年鑑別所（法務少年支援センター）に、問題行動（暴力・いじめ）の対応・指導に関する相談をしたいと思うかということを実問したところ、少年鑑別所（法務少年支援センター）の地域援助業務を「知っている」と回答した方（N=199）については、56.8%が相談したいと思うと回答した。また、少年鑑別所（法務少年支援センター）に相談経験がある方（N=19）については、84.2%が相談したいと思うと回答しており、少年鑑別所（法務少年支援センター）の地域援助業務の特徴（強み）を知れば、連携が望まれる関係機関としての重要性が増してくると思われる。今後、教諭に対して、少年鑑別所の地域援助業務の特徴（強み）をさらに周知していくことが課題である。

### 3.5 関係機関への相談経験

問題行動（暴力・いじめ）に対応・指導について関係機関に相談したことがある教員は、29.4%であった。相

談した機関については、下記のとおりである（MA）。

- 教育センター  
[小学校：9.6%、中学校：13.8%、高等学校：5.2%]
- 少年センター  
[小学校：7.1%、中学校：14.6%、高等学校：3.3%]
- 児童相談所  
[小学校：14.7%、中学校：37.4%、高等学校：11.3%]
- 福祉事務所  
[小学校：8.0%、中学校：17.5%、高等学校：2.6%]
- 保健所  
[小学校：0.7%、中学校：0.8%、高等学校：0.2%]
- 医療機関  
[小学校：12.7%、中学校：19.9%、高等学校：5.2%]
- スクールサポーター  
[小学校：6.5%、中学校：7.7%、高等学校：2.8%]
- 少年サポートセンター  
[小学校：1.3%、中学校：11.0%、高等学校：2.4%]
- 警察署  
[小学校：4.0%、中学校：21.5%、高等学校：6.3%]
- 少年鑑別所（法務少年支援センター）  
[小学校：0.0%、中学校：3.7%、高等学校：0.4%]
- その他  
[小学校：2.0%、中学校：1.2%、高等学校：3.3%]

相談した内容について多かった順に挙げると、「児童・生徒の指導方法」（52.1%）、「関係機関での児童・生徒の保護」（48.8%）、「児童・生徒の心理」（42.7%）、「被害を受けた児童・生徒のケア」（26.7%）、「少年事件としての対応」（24.8%）、「その他」（8.2%）であった。

相談した関係機関からの助言や援助が問題行動（暴力・いじめ）の対応・指導に役に立ったかを質問したところ、「役に立った」と回答した方は82.7%で、「役に立たなかった」と回答した方は2.9%であった。「役に立たなかった」・「どちらとも言えない」と回答した方（N=54）に、どのように思った理由を質問したところ、（連携した対応を期待していたところ）学校に対する一方的な指導しかなかったといったことや、共通理解を得られなかったこと、児童・生徒本人に特に変化がなかつ

たこと、最終的には学校が対応したことなどの理由が挙げられた。関係機関側の課題として見えてくるのは、情報の共有を徹底すること、それを踏まえた上での連携した対応をとることである。そのためには、普段から実務レベルでの連携をはかり、互いの信頼関係の構築が必要不可欠であると思われる。

### 3.6 関係機関と連携する上での期待と課題

#### 3.6.1 個人情報の保護、守秘義務 [表 8・表 9・表 10]

関係機関との連携においては、情報の共有が1つの重要な課題であるが、関係機関に問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導について相談する場合、児童・生徒やその保護者の同意なく児童・生徒の個人情報を伝えることに抵抗感があると回答した方は、50.7%と比較的高かった。特徴的なのは、中学校が、相対的に低いことである。もともと、小学校や高等学校に比べて、関係機関とのつながりがあることが影響していると推察される。

Q18. あなたは、関係機関に問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導について相談する場合、児童・生徒やその保護者の同意なく、児童・生徒の個人情報を伝えることに抵抗感がありますか。（○は1つ）

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,158 100.0	449 100.0	246 0.0	461 100.0	2 100.0
ある	587 50.7	229 51.0	93 37.8	265 57.5	0 0.0
ない	557 48.1	217 48.3	148 60.2	190 41.2	2 100.0
無回答	12 1.0	2 0.4	4 1.6	6 1.3	0 0.0
無効	2 0.2	1 0.2	1 0.4	0 0.0	0 0.0

(注1) 各欄は、上段が実数（N）で、下段が学校区分別の総数に占める割合（%）である。  
(注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 8 個人情報を伝えることへの抵抗感 [SA]

関係機関に伝えることについて抵抗感のある内容は次のとおりである（MA）。

- 児童・生徒の名前：64.9%
- 児童・生徒の年齢または生年月日：29.6%
- 児童・生徒の障がい：46.7%
- 児童・生徒の行動特性：28.8%
- 児童・生徒の家庭環境：55.7%
- 児童・生徒の指導要録：38.2%

- 児童・生徒の学業成績：33.6%
- 児童・生徒の出席統計：15.8%
- その他：5.6%

「児童・生徒の名前」や「家庭環境」については、小学校、中学校、高等学校のいずれも相対的に高かった。中学校は、「児童・生徒の名前」、「年齢または生年月日」、「障がい」などの項目に関して、小学校や高等学校に比べると10pt前後低くなっている。

Q19. 【Q18で「ある」と回答した方へ】(N=587)

あなたは、以下の項目に挙げた内容について、関係機関に伝えることに抵抗感のあるものはありますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(○はい/×でも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	587	229	93	265	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
児童・生徒の名前	381	145	51	185	0
	64.9	63.3	54.8	69.8	0.0
児童・生徒の年齢または生年月日	174	66	17	91	0
	29.6	28.8	18.3	34.3	0.0
児童・生徒の障がい	274	112	36	126	0
	46.7	48.9	38.7	47.5	0.0
児童・生徒の行動特性	169	62	28	79	0
	28.8	27.1	30.1	29.8	0.0
児童・生徒の家庭環境	327	135	50	142	0
	55.7	59.0	53.8	53.6	0.0
児童・生徒の指導要録	224	88	29	107	0
	38.2	38.4	31.2	40.4	0.0
児童・生徒の学業成績	197	82	28	87	0
	33.6	35.8	30.1	32.8	0.0
児童・生徒の出席統計	93	39	8	46	0
	15.8	17.0	8.6	17.4	0.0
その他	33	12	6	15	0
	5.6	5.2	6.5	5.7	0.0
無回答	10	2	4	4	0
	1.7	0.9	4.3	1.5	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表9 抵抗感のある個人情報 [MA]

個人情報保護の徹底が要求されている状況において、特に学校教育の現場においては守秘義務との関係でガイドラインを明確にしておく必要があるのではないかとと思われる。関係機関に相談する上で、児童・生徒の個人情報を関係機関に伝えることに対して、守秘義務違反にはならぬとする旨の規程もしくはガイドラインが必要であるか否かを質問したところ、「必要である」と回答した方は85.1%にもものぼった。学校教育の現場のニーズとしても、守秘義務との関係で規程やガイドラインの必要であることが裏づけられた。これは、保護者とのあつれきを増幅させないためにも必要であると思われる。

Q20. あなたは、関係機関に相談する上で、児童・生徒の個人情報に関係機関に伝えることに対して、守秘義務違反にはならぬとする旨の規程もしくはガイドラインが必要だと思いますか。(○は1つ)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,158	449	246	461	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
ある	986	391	204	389	2
	85.1	87.1	82.9	84.4	100.0
ない	129	46	29	54	0
	11.1	10.2	11.8	11.7	0.0
無回答	43	12	13	18	0
	3.7	2.7	5.3	3.9	0.0
無効	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表10 守秘義務違反にしないとする旨の規程やガイドラインの要否 [SA]

3.6.2 家庭裁判所への一般通告義務 [表11・表12]

少年法では、「罪を犯した少年」などを発見した場合には、家庭裁判所に通告する義務(一般通告義務)が課されているが、学校内で起こった児童・生徒の問題行動(暴力・いじめ)を家庭裁判所に通告することに抵抗感があるか否かを質問したところ、「ない」と回答した方が59.8%で、「ある」と回答した方は38.3%であった。

Q21. 少年法では、「罪を犯した少年」や「14歳に満たないで刑法令に触れる行為をした少年」を発見した場合には、家庭裁判所に通告する義務が課されていますが、あなたは、学校内で起こった児童・生徒の問題行動(暴力・いじめ)を家庭裁判所に通告することに抵抗感がありますか。

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,158	449	246	461	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
ある	443	190	74	179	0
	38.3	42.3	30.1	38.8	0.0
ない	693	251	166	274	2
	59.8	55.9	67.5	59.4	100.0
無回答	21	8	6	7	0
	1.8	1.8	2.4	1.5	0.0
無効	1	0	0	1	0
	0.1	0.0	0.0	0.2	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表11 家庭裁判所への通告義務の抵抗感 [SA]

「ある」と回答した方に対して、その理由を質問したところ、「児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから」(37.8%)、「学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから」(34.6%)、「児童・生徒の人生が台無しになるから」(30.5%)などが上位にあがってきた。ここで見えてくるのは、筆者を含めた

少年司法の関係者や研究者が少年法の存在意義をもう一度問い直すことの必要性である。少年法は、早期に問題を発見し、早期に問題の芽を摘み取るという精神に立っているはずである。それが本当に実現できているのか、また、その精神が一般国民に理解されるよう法が構築されているのかなど問い直さなければならないと思われる。

Q22. 【Q21で「ある」と回答した方へ】

あなたは、なぜ学校内で起こった児童・生徒の問題行動(暴力・いじめ)を家庭裁判所に通告することに抵抗感がありますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	443	190	74	179	0
	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0
学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから	152	54	27	71	0
	34.3	28.4	36.5	39.7	0.0
児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから	166	74	24	68	0
	37.5	38.9	32.4	38.0	0.0
学校の評判に関わる問題であって、あまり外部に漏らさない方がよいから	11	2	1	8	0
	2.5	1.1	1.4	4.5	0.0
児童・生徒が学校から離れてしまうことになるから	87	40	21	26	0
	19.6	21.1	28.4	14.5	0.0
児童・生徒の人生が台無しになるから	134	55	19	60	0
	30.2	28.9	25.7	33.5	0.0
その他	85	41	14	30	0
	19.2	21.6	18.9	16.8	0.0
無回答	4	1	1	2	0
	0.9	0.5	1.4	1.1	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。  
(注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表12 家庭裁判所への通告義務に抵抗感がある理由 [MA]

3.6.3 スクールサポーター等の常駐制度 [表13・表14]

たとえば、埼玉県や千葉県などでは、スクールサポーターや警察官が校内を見回りしたり、一定期間常駐する制度がある<sup>2)</sup>。長崎県にはそのような制度はないが、学校教育の現場として、このような制度について抵抗感があるのかを質問した。その結果、「ある」と回答した方は37.8%であった。小学校では29.8%、中学校では30.9%、高等学校では49.2%であった。

「ある」と回答した方(N=438)に対して、その理由を質問したところ、「学校の雰囲気が悪くなるから」(53.1%)、「児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから」(29.0%)、「学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから」(23.8%)などが上位にあがってきた。

Q27. あなたは、問題行動(暴力・いじめ)の対応の1つとして、スクールサポーターや警察官が校内を見回りしたり、一定期間常駐することに抵抗感がありますか。(〇は1つ)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,158	449	246	461	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
ある	438	134	76	227	1
	37.8	29.8	30.9	49.2	50.0
ない	695	306	166	222	1
	60.0	68.2	67.5	48.2	50.0
無回答	23	8	3	12	0
	2.0	1.8	1.2	2.6	0.0
無効	2	1	1	0	0
	0.2	0.2	0.4	0.0	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。

(注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表13 スクールサポーターや警察官の常駐制度への抵抗感 [SA]

Q28. 【Q27で「ある」と回答した方へ】

あなたは、なぜスクールサポーターや警察官が校内を見回りしたり、一定期間常駐することに抵抗感がありますか。あなたの考えに近いものを選んでください。(〇はいくつでも)

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	438	134	76	227	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから	101	20	15	65	1
	23.1	14.9	19.7	28.6	100.0
児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから	123	35	17	71	0
	28.1	26.1	22.4	31.3	0.0
学校の雰囲気が悪くなるから	225	64	39	122	0
	51.4	47.8	51.3	53.7	0.0
児童・生徒が学校から離れてしまうことになるから	49	13	10	26	0
	11.2	9.7	13.2	11.5	0.0
その他	92	34	22	36	0
	21.0	25.4	28.9	15.9	0.0
無回答	14	3	2	9	0
	3.2	2.2	2.6	4.0	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数(N)で、下段が学校区分別の総数に占める割合(%)である。

(注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表14 スクールサポーターや警察官の常駐制度に抵抗感がある理由 [MA]

3.6.4 関係機関の職員の校内ケース会議への参加 [表15・表16・表17]

児童・生徒の問題行動(暴力・いじめ)に関する校内ケース会議に、関係機関の職員(たとえば、スクールサポーター、警察官、少年鑑別所(法務少年支援センター)の専門官など)が参加して対応を協議することに抵抗感があるか否かを質問したところ、「ある」と回答した方は13.0%であり(小学校:9.4%、中学校:6.9%、高等学校:19.5%)、「ない」と回答した方は85.2%であった(小学校:89.1%、中学校:91.5%、高等学校:78.3%)。小学校・中学校と高等学校とで10pt前後の差があることが特徴的である。

Q30. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）に関する校内ケース会議に、関係機関の職員（たとえば、スクールサポーター、警察官、少年鑑別所（法務少年支援センター）の専門官など）が参加して、対応を協議することに抵抗感がありますか。（○は1つ）

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	1,158	449	246	461	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
ある	150	42	17	90	1
	13.0	9.4	6.9	19.5	50.0
ない	987	400	225	361	1
	85.2	89.1	91.5	78.3	50.0
無回答	21	7	4	10	0
	1.8	1.6	1.6	2.2	0.0
無効	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数（N）で、下段が学校区分別の総数に占める割合（%）である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 15 関係機関の職員が校内ケース会議に参加することへの抵抗感 [SA]

「ある」と回答した方（N=150）に対して、その理由を質問したところ（MA）、上位にあがってきたのは、「学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから」（43.3%）、「児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから」（28.0%）、「ほとんどの場合、生徒指導によって対応できるから」（26.7%）などである。

Q31. 【Q30で「ある」と回答した方へ】

あなたは、なぜ、校内ケース会議に、関係機関の職員が参加して対応を協議することに抵抗感があると感じましたか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	150	42	17	90	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから	65	15	9	40	1
	43.3	35.7	52.9	44.4	0.0
児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから	42	10	5	27	0
	28.0	23.8	29.4	30.0	0.0
ほとんどの場合、生徒指導によって対応できるから	40	9	3	27	1
	26.7	21.4	17.6	30.0	100.0
関係機関による保護が優先されてしまうから	30	12	3	15	0
	20.0	28.6	17.6	16.7	0.0
その他	23	12	4	7	0
	15.3	28.6	23.5	7.8	0.0
無回答	3	0	2	1	0
	2.0	0.0	11.8	1.1	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数（N）で、下段が学校区分別の総数に占める割合（%）である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 16 関係機関の職員が校内ケース会議に参加することに抵抗感がある理由 [MA]

他方で、「ない」と回答した方（N=987）に対して、その理由を質問したところ（MA）、上位にあがってきたのは、「専門的な知識や経験を活かした生徒指導に関する助言や援助」（86.2%）、「関係機関ができる対応に

ついての説明」（63.5%）、「児童・生徒の保護の要否に関する判断」（47.0%）、「より適切な関係機関の紹介」（46.3%）である。

Q32. 【Q30で「ない」と回答した方へ】

あなたは、もし、校内ケース会議に、関係機関の職員が参加して対応を協議することになった場合、関係機関の職員に対してどのようなことを期待しますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

	総数	学校区分別			
		小学校	中学校	高等学校	無回答
総数	987	400	225	361	1
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
関係機関ができる対応についての説明	627	269	152	205	1
	63.5	67.3	67.6	56.8	0.0
より適切な関係機関の紹介	457	212	114	131	0
	46.3	53.0	50.7	36.3	0.0
専門的な知識や経験を活かした生徒指導に関する助言や援助	851	364	195	291	1
	86.2	91.0	86.7	80.6	100.0
児童・生徒の保護の要否に関する判断	464	202	115	147	0
	47.0	50.5	51.1	40.7	0.0
その他	15	4	3	8	0
	1.5	1.0	1.3	2.2	0.0
無回答	35	11	10	14	0
	3.5	2.8	4.4	3.9	0.0

(注1) 各欄は、上段が実数（N）で、下段が学校区分別の総数に占める割合（%）である。  
 (注2) 「無回答」は、いずれの項目も選択しなかったものである。

表 17 関係機関の職員が校内ケース会議に参加することに抵抗感がない理由 [MA]

### 3.7 小括一調査結果①の分析結果から見てきたこと

問題行動については、特にいじめや生徒間暴力に関する対応困難な事案が増加しており、それは、個人的対応はもとより、組織的対応においても、そのような傾向が高まっていることが明らかになった。また、問題行動等への対応や指導については、日常業務の負担増加、保護者の対応や連携の難しさによって、その困難性が増大していることが確認された。そして、SC や SSW を含めたチームとしての対応に関する意識が根つきつつあることが確認でき、関係機関との連携も視野入れた解決（改善）を模索する傾向も確認された。関係機関との連携を模索する理由については、関係機関からの助言や対応の有効性を多くが認識しており、また、学校教育機関だけの解決（改善）に限界を感じていることも明らかになった。

調査結果①の分析結果から見てきたのは、（1）学校教育機関と関係機関との情報の共有に向けた個人情報の取扱いに関する法整備の必要性、（2）関係機関の強み（できることとその事例）の明確化と、その周知及び（学校教育現場のニーズにそった）準備の必要性、（3）学校教育現場と関係機関が協議して問題行動（暴力・い

じめ)の介入レベルを策定し、それに合わせた関係機関の支援や保護(介入)の手段を設定しておくことの必要性である。そして、(4)教員等の日常業務の負担や、関係機関との連携における手続負担を軽減して、教員等が児童・生徒との関わりから早期発見の機会を増やしていく方向に向かっていかなければならないことである。

ト(関係機関の方向け)。

[次号に続く]

## 謝辞

本稿は、公益財団法人日工組社会安全研究財団 2016年度一般研究助成「要保護性のある問題行動の児童生徒を発見・通告するための学校教育機関を基盤にした多機関連携システムに関する研究」(研究代表者:柴田守)の成果の一部である。

## 参考文献

- 1) 文部科学省初等中等教育局児童生徒課:平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(確定値)について(2018) p.8.
- 2) 柴田守:少年鑑別所の地域援助業務への期待—児童生徒の問題行動に対応する学校教育機関を援助するための多機関連携へ, 法学新報, 第 123 卷, 第 9・10 号(椎橋隆幸先生退職記念論文集)(2017) pp.829 - 837.
- 3) 法務省法務総合研究所:平成 29 年版犯罪白書,(2017) p.92.
- 4) 柴田守:少年司法機関と学校教育機関の連携強化に向けて—長崎から新たな多機関連携のあり方を考える—, 罪と罰, 第 53 卷, 第 3 号(2016) p.36
- 5) 柴田守, 岩井宜子:問題行動に対する学校教育機関の対応と意識—意識調査の結果から, 日本犯罪社会学会第 43 回大会報告要旨 2016(2017) pp.80-81
- 6) 柴田守, 岩井宜子:児童・生徒の問題行動への対応や指導に関する意識—本調査の結果から, 日本犯罪社会学会第 44 回大会報告要旨 2017(2018) pp.72-73
- 7) 法務省矯正局編:新しい少年院法と少年鑑別所法(2014) pp.240-242
- 8) 法務省:法務少年支援センター地域援助パンフレット

## 付録 アンケート調査票

## 児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導 に関するアンケート調査

### ◆ 調査へのご協力をお願い ◆

この調査は、長崎総合科学大学の柴田守研究室が公益財団法人日工組社会安全研究財団の2016年度研究助成を受けて実施する「要保護性のある問題行動の児童生徒を発見・通告するための学校教育機関を基盤にした多機関連携システムに関する研究」の基礎データを収集するためのアンケート調査です。この調査の目的は、先生方が問題行動（暴力・いじめ）について対応や指導する際に、日頃思っていることや感じていること、また、それらに関連した悩みなど、実際に児童・生徒と向き合っている先生方の声を聞き取り、それを参考に、関係機関がどのように先生方に助言・援助したらよいかを探究するものです。先生方の声を反映させた有効な多機関連携システムの構築を目指しています。

ご回答いただいた結果は、統計的に集計処理した上、上記の研究についてのみ利用させていただき、他に転用することは一切ありません。また、ご協力いただいた皆さまの所属学校名や地域名など個人情報が外に漏れたりすることや、ご迷惑をおかけすることも一切ありません。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨をご理解いただき、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### ◆ ご記入上の注意点 ◆

- ・このアンケート用紙は、アンケートをお受け取りになったご本人様がすべてお答えください。
- ・設問には初めから順にお答えいただき、記入もれのないようにご確認をお願いします。
- ・記入は、①回答選択肢（1, 2, 3…の数字）に○印をつけることによって回答するものと、②自由記述によって回答するもので構成しています。
- ・①回答選択肢につけていただく○印は、「1つだけの場合」と「複数の場合」があります。それぞれの設問の（○は1つ）／（○はいくつでも）等の指示に従ってください。なお、回答選択肢の「その他」にあてはまる場合は、お手数をおかけいたしますが、その内容を括弧内（ ）に具体的にご記入ください。
- ・②自由記述によって回答するものは、回答欄内に楷書体でご記入ください。なお、回答欄が足りない場合には欄外にご記入ください。

■ 記入の仕方などについて、わからないことがありましたら、気軽にお問い合わせください。■

#### 【問い合わせ先】

柴田 守 研究室（長崎総合科学大学共通教育部門長・准教授）  
〒850-0193 長崎県長崎市網場町536 長崎総合科学大学共通教育部門  
電話・FAX 095-838-4735（研究室直通）  
E-Mail SHIBATA\_Mamoru@NiAS.ac.jp



⑤ 学校組織として対応や指導することが難しい 「対教師暴力」が増えている	1	2	3	4
⑥ 学校組織として対応や指導することが難しい 「いじめ」が増えている	1	2	3	4

**Q7. 【Q6で1つでも「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した方へ】**

あなたは、なぜ対応や指導が難しい問題行動（暴力・いじめ）が増えていると思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

1	児童・生徒を理解することがこれまで以上に難しくなっているから
2	特別な支援を必要とする児童・生徒が増えているから
3	問題行動（暴力・いじめ）の原因が主として家庭にあると思うから
4	問題行動（暴力・いじめ）が複雑化しているから
5	問題行動（暴力・いじめ）が高度化しているから
6	その他

**Ⅲ 児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導についてお伺いします。**

**Q8.** あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関する項目①～⑨について、どのように思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はそれぞれ1つずつ）

	そう思う	どちらかという そう思う	どちらかという そう思わない	そう思わない
① 教師個人として、問題行動（暴力・いじめ）にどこまで対応や指導すべきかを迷う	1	2	3	4
② 学校組織として、問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導に限界を感じる	1	2	3	4
③ 問題行動（暴力・いじめ）をとる児童・生徒の保護者に対応したり、連携をとることが難しい	1	2	3	4
④ 日常業務が増えていて、教師個人が問題行動（暴力・いじめ）に対応・指導することが大変である	1	2	3	4
⑤ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導する場合には、 <u>スクールカウンセラー（SC）</u> とできる限り連携をとる方がよい	1	2	3	4

⑥ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導する場合には、 <u>スクールソーシャルワーカー（SSW）</u> とできる限り連携をとる方がよい	1	2	3	4
⑦ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り <u>教師個人</u> が行った方がよい	1	2	3	4
⑧ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り <u>学校組織</u> として行った方がよい	1	2	3	4
⑨ 問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り <u>関係機関と連携</u> して行った方がよい	1	2	3	4

Q9. 【Q8の⑧で「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した方へ】

あなたは、なぜ「問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り学校組織として行った方がよい」と思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

- 1 学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから
- 2 生徒指導によって解決することができる問題であるから
- 3 児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから
- 4 学校の評判に関わる問題であって、あまり外部に漏らさない方がよいから
- 5 児童・生徒の個人情報の保護が要請されており、守秘義務があるから
- 6 関係機関との連携によって、児童・生徒が学校から離れてしまうことになるから
- 7 関係機関と連携しても、教師一人ひとりにかかる負担は軽減しないから
- 8 関係機関をあまり信用していないから
- 9 どのような関係機関と連携をとってよいか分からないから
- 10 その他

Q10. 【Q8の⑨で「そう思う」・「どちらかというと思う」と回答した方へ】

あなたは、なぜ「問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導は、できる限り関係機関と連携して行った方がよい」と思いますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

- 1 関係機関からの助言や援助が問題の解決に有効であるから
- 2 関係機関との連携により、教師一人ひとりの負担が軽減するから
- 3 学校教育だけでは解決することができないことも多いから
- 4 問題行動（暴力・いじめ）に対して、学校が毅然とした対応をとるべきであるから
- 5 学校の評判に関わる問題であり、関係機関に委ねたほうがよいから
- 6 関係機関であれば、児童・生徒の個人情報も保護されるから
- 7 その他

**IV 連携する関係機関についてお伺いします。**

Q 1 1. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関し、項目①～⑩に挙げた関係機関と連携することについて、どのように思いますか。（○はそれぞれ1つずつ）

	好ましい	好ましい どちらかというと	どちらかというと 好ましくない	好ましくない
①教育センター (県教育センター・市教育研究所)	1	2	3	4
②少年センター (市子どもみらい課)	1	2	3	4
③児童相談所	1	2	3	4
④福祉事務所 (市子育て支援課)	1	2	3	4
⑤保健所	1	2	3	4
⑥医療機関	1	2	3	4
⑦スクールサポーター	1	2	3	4
⑧少年サポートセンター (県警察)	1	2	3	4
⑨警察署	1	2	3	4
⑩少年鑑別所 (法務少年支援センター)	1	2	3	4

Q 1 2. あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）への対応や指導に関し、関係機関にどのような助言や援助を期待しますか。具体的に教えてください。（自由記述）


**V 関係機関への相談（経験）についてお伺いします。**

**Q 13.** あなたは、これまでに、問題行動（暴力・いじめ）に対応・指導する際に、関係機関に相談したことはありますか。（○は1つ）

4

1 ある      2 ない

**Q 14. 【Q 13で「ある」と回答した方へ】**

あなたが相談したことのある関係機関を選んでください。（○はいくつでも）

- |                          |                     |                   |
|--------------------------|---------------------|-------------------|
| 1 教育センター（県教育センター・市教育研究所） | 2 少年センター（市こどもみらい課）  |                   |
| 3 児童相談所                  | 4 福祉事務所（市子育て支援課）    | 5 保健所             |
| 6 医療機関                   | 6 スクールサポーター         | 7 少年サポートセンター（県警察） |
| 8 警察                     | 9 少年鑑別所（法務少年支援センター） |                   |
| 10 その他（                  |                     | ）                 |

**Q 15. 【Q 13で「ある」と回答した方へ】**

あなたが相談した内容を選んでください。（○はいくつでも）

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1 児童・生徒の指導方法     | 2 児童・生徒の心理       |
| 3 被害を受けた児童・生徒のケア | 4 関係機関での児童・生徒の保護 |
| 5 少年事件としての対応     |                  |
| 6 その他            |                  |

**Q 16. 【Q 13で「ある」と回答した方へ】**

あなたが相談した関係機関からの助言や援助は、問題行動（暴力・いじめ）の対応・指導に役立ちましたか。（○はいくつでも）

1 役に立った      2 役に立たなかった      3 どちらとも言えない

**Q 17. 【Q 16で「役に立たなかった」・「どちらとも言えない」と回答した方へ】**

あなたがそのように思った理由を教えてください。（自由記述）


### VI 個人情報の保護、守秘義務についてお伺いします。

Q18. あなたは、関係機関に問題行動（暴力・いじめ）の対応や指導について相談する場合、児童・生徒やその保護者の同意なく、児童・生徒の個人情報を伝えることに抵抗感がありますか。（○は1つ）

1 ある      2 ない

Q19. 【Q18で「ある」と回答した方へ】

あなたは、以下の項目に挙げた内容について、関係機関に伝えることに抵抗感のあるものはありますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1 児童・生徒の名前   | 2 児童・生徒の年齢または生年月日 |
| 3 児童・生徒の障がい  | 4 児童・生徒の行動特性      |
| 5 児童・生徒の家庭環境 | 6 児童・生徒の指導要録      |
| 7 児童・生徒の学業成績 | 8 児童・生徒の出席統計      |
| 9 その他（       | ）                 |

Q20. あなたは、関係機関に相談する上で、児童・生徒の個人情報を関係機関に伝えることに対して、守秘義務違反にはならないとする旨の規程もしくはガイドラインが必要であると思いますか。（○は1つ）

1 必要である      2 不要である

### VII 少年司法機関による対応についてお伺いします。

Q21. 少年法では、「罪を犯した少年」や「14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年」を発見した場合には、家庭裁判所に通告する義務が課されていますが、あなたは、学校内で起こった児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）を家庭裁判所に通告することに抵抗感がありますか。

1 ある      2 ない

Q22. 【Q21で「ある」と回答した方へ】

あなたは、なぜ学校内で起こった児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）を家庭裁判所に通告することに抵抗感がありますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

- 1 学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから
- 2 児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから
- 3 学校の評判に関わる問題であって、あまり外部に漏らさない方がよいから
- 4 児童・生徒が学校から離れてしまうことになるから
- 5 児童・生徒の人生が台無しになるから
- 6 その他



**Ⅷ 校内ケース会議についてお伺いします。**

**Q29.** あなたは、これまでに、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）に関する対応として、問題行動を反復するおそれがあることから、関係機関による保護を優先した方がよいと思ったケースはありましたか。（〇は1つ）

- 1 あった      2 なかった

**Q30.** あなたは、児童・生徒の問題行動（暴力・いじめ）に関する校内ケース会議に、関係機関の職員（たとえば、スクールサポーター、警察官、少年鑑別所（法務少年支援センター）の専門官など）が参加して、対応を協議することに抵抗感がありますか。（〇は1つ）

- 1 ある      2 ない

**Q31. 【Q30で「ある」と回答した方へ】**

あなたは、なぜ、校内ケース会議に、関係機関の職員が参加して対応を協議することに抵抗感があると感じましたか。あなたの考えに近いものを選んでください。（〇はいくつでも）

- 1 学校内の問題であって、学校組織として解決すべき問題であるから  
2 児童・生徒や保護者との信頼関係が崩れるから  
3 ほとんどの場合、生徒指導によって対応できるから  
4 関係機関による保護が優先されてしまうから  
5 その他

**Q32. 【Q30で「ない」と回答した方へ】**

あなたは、もし、校内ケース会議に、関係機関の職員が参加して対応を協議することになった場合、関係機関の職員に対してどのようなことを期待しますか。あなたの考えに近いものを選んでください。（〇はいくつでも）

- 1 関係機関ができる対応についての説明  
2 より適切な関係機関の紹介  
3 専門的な知識や経験を活かした生徒指導に関する助言や援助  
4 児童・生徒の保護の要否に関する判断  
5 その他

